

事務連絡  
令和6年3月5日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
　　国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
　　後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた  
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について

令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更以降の診療報酬上の臨時的な取扱い等については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等により取り扱われてきた。

今般、令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うことや、新型コロナウイルス感染症の流行状況や医療提供体制の状況等を踏まえ、本年4月以降、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等については、別添のとおりとすることとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記の事務連絡及び通知については、令和6年3月31日をもって廃止し、令和6年4月以降の取扱いは本事務連絡による。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（令和5年4月17日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）（令和5年4月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

- ・新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知）
- ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」等にかかる疑義解釈資料の送付について（令和5年10月19日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する 診療報酬明細書の記載等について」等の一部訂正について（令和5年11月7日厚生労働省保険局医療課事務連絡）
- ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について（令和5年12月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）

## 施設基準に係る取扱いについて

### 1. 令和6年5月31日まで終了時期を延長する施設基準に係る特例について

以下の特例については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた 施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について（令和5年12月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において令和6年3月31日で終了することとしていたところ、冬の感染拡大や医療提供体制の状況を踏まえ、該当する場合に各地方厚生（支）局への報告を求めるとした上で、令和6年5月31日まで延長する。

#### ① 月平均夜勤時間数等に1割以上の変動があった場合の取扱いについて

ア 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号。以下、「基本診療料の施設基準通知」という。）の第3の1（1）の規定にかかわらず、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※から3ヶ月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとすること。

※ 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3ヶ月」とは1月から3月の期間を指す。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準通知の第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、1割以上の一時的な変動があった場合及び暦月で1ヶ月を超える1割以内の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※2から3ヶ月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとすること。

※2 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合又は1月及び2月の実績に1割以内の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3ヶ月」とは1月から3月の期間を指す。

ウ アとイと同様の場合、DPC対象病院について、「DPC制度への参加等の手続きについて」(令和4年3月25日保医発0325第4号)の第1の4(2)②に規定する「DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとすること。

エ アからウの届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足したことを別紙様式1に記載し、各地方厚生(支)局に報告すること。

オ ア及びイの場合においても、看護要員の労働時間が適切であることが求められることは当然のことであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、看護要員の過重労働の防止に配慮すべきである。

## 2. 令和6年4月1日以降も継続する施設基準に係る特例について

- ① 再診料の注12 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について、2年毎の届出が必要とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能である。当該特例については、令和7年4月5日に終了する。
- ② 一定期間の実績を求める要件並びに患者及び利用者の診療実績等に係る要件について、令和5年9月30日までの間に当該保険医療機関等が対象医療機関等※であった月が含まれる場合は、当該期間については、以下ア又はイにより算出できることとする。

ア. 対象医療機関等に該当する期間については、実績を求める対象とする期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象とする期間とする。

例1：令和5年4月から6月までの間に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関における、本年4月時点での「直近1年間の実績」を求める対象とする期間

前年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	当該年	1月	2月	3月
	●	●	●	★	★	★	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○：通常の取扱いのとおり、実績を求める対象とする月

★：対象医療機関等に該当するため、実績を求める対象としない月

●：実績期間から控除した月(★)の代用として、実績を求める対象とする月

イ. 対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いる。

例2：令和5年4月から6月までの間に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関における、本年の4月時点での「直近1年間の実績」を求める対象とする期間

前年									当該年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○	○	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○
					(注)						

○：通常の取扱いのとおり、実績を求める対象とする月

■：対象医療機関等に該当するため、○の平均値を代用する月

(注) 令和5年10月以降は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関等であっても、通常の取扱いが必要であり、実績を求める対象とする期間から控除できない。

※ 対象医療機関等とは次のiからiiiのいずれかの要件を満たす保険医療機関及び訪問看護ステーションを指す。

i 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関等

ii iに該当する保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等（市町村等の要請により新型コロナワクチン対応を行った保険医療機関を含む。）

iii 新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

※ i～iiiに該当する保険医療機関等については、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた病棟、他の保険医療機関等に職員を派遣した病棟及び感染し出勤できない職員が在籍する病棟だけではなく、それ以外の病棟においても、同様の取扱いとする。なお、i～iiiに該当する期間については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。

## 別紙様式1

## 理由書

## O. 基本情報

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
電話番号	

## 1. 基本診療料の施設基準通知の第3の1を満たさなくなった施設基準

月平均夜勤時間数	1日当たり勤務する看護要員の数 に対する看護師の比率
看護要員の数と入院患者の比率	看護職員の数に対する看護師の比率

## 2. 報告の対象となった最初の月

令和	年	月
----	---	---

## 3. 新型コロナウイルス感染症患者の受入及び職員の感染等の状況

① 特例を使用する病棟の入院料			
② ①の病棟の看護配置区分			
③ ①の病棟の届出病床数	床		
④ ①の病棟の1日平均入院患者数 [1か月]	(報告対象前月の1か月)	(報告対象初月の1か月)	小数点以下 切り上げ
⑤ ④のうち、1日平均新型コロナウイルス 感染 症患者数 [1か月]	人	人	小数点以下 切り上げ
⑥ ①の病棟の月平均1日当たり看護職員 数 [報告対象初月の1か月]	人	小数点以下第2以下 切り捨て	
⑦ ①の病棟の常勤換算看護職員数 [報告対象初月の翌月の1日]	人	小数点以下第2以下 切り捨て	
⑧ ⑦のうち、新型コロナウイルス感染症に 感染し出勤できなくなった常勤換算看護職 員数 [報告対象初月の翌月の1日]	人	小数点以下第2以下 切り捨て	
(備考) 当該病棟における新型コロナウイルスに感染した職員の出勤停止ルール等を記載			

令和 年 月 日

(法人名)

(開設者名)